

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	令和5年度高松市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和5年10月19日(木) 14時00分～14時45分
開 催 場 所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 第2期高松市空家等対策計画(素案)について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出席委員	7人 大西会長、中村委員、川口委員、藤本(靖)委員、中條委員、西成委員、中島委員
傍 聴 者	2人(定員5人)
担 当 課 及 び 連 絡 先	くらし安全安心課 防犯・空き家係 (TEL 839-2555)

協議経過及び協議結果

1 議題

(1) 第2期高松市空家等対策計画(素案)について

事務局から第2期高松市空家等対策計画(素案)について事務局から説明を行った。

(委員)

除却支援補助金制度について、毎年5月の受付期間だけではなく、半期ごとの募集は可能か。

(事務局)

国と県からの補助金を活用しており、年度末までに事業を完了させる必要があるため、現状の形になっているが、今後、効果的な受付方法について検討していきたい。

(委員)

空き家数と75歳以上の後期高齢者数は特に比例して増加しているはず。身寄りのない高齢者や施設入所する方に対して、事前にお金を預かり、亡くなった後に残された家を売却する等の支援をしているが、十分に進んでいない状況がある。施設入所する前に空き家の処分を促進する施策や、空き家を地域の居場所事業等に活用した場合の税制優遇策を検討してはどうか。

(事務局)

空き家の相続人は県外にお住まいの方が多く、残念ながら相続放棄をするケースも見られることから、単身の高齢者が施設入所する前段の支援について検討していきたい。税制優遇策については、高松市空き家等マッチング事業において、空き家等を地域団体へ無償貸与した場合、固定資産税の減免を受けられるケースがある。

(委員)

利活用という点に皆さん関心がなく、一度貸したら戻ってこないとか、ためらいの心理的ハードルがあると考えます。それを促していくことが今後の課題になる。

(事務局)

利活用促進については、空き家等マッチング事業や、迷っている方を対象に、不動産事業者の協力を得て、無料の空き家相談員制度を設けている。また、空き家の改修補助金に加え、今年度から家財道具処分の補助金を用意している。来年度以降は、県外の方にも活用していただけるよう努力したい。

(委員)

最近では墓じまいをする人が増えてきており、仏壇の処分も利活用をためらう一因となる。例えば墓じまいに関する啓発活動や補助事業を検討してはどうか。また、海外ではグリーンイノベーションエリアとして、積極的に空き家を自治体が進める政策に利用するという手法があるので、今後、モデル的に空き家の除却を推進するようなエリアを設定してはどうか。

(事務局)

現在、市民課のおくやみ窓口において空き家についての情報提供を実施しているが、更なる啓発活動をお墓の担当課と調整していきたい。また、グリーンイノベーションエリアについても、古民家を活用した宿泊施設等、空き家の利活用を観光部局と連携していきたい。

(議長)

空家等活用促進区域の設定と利活用は関連するものなのか。

(事務局)

国の資料によると、市区町村が空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めた場合に接道規制や用途規制を合理化し、用途変更や建替え等を促進することができるため、利活用に繋がるものと理解している。

(2) その他について

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に関する措置の状況について、事務局から説明を行った。